

グリーンウール・ラベル会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会はグリーンウール・ラベル会(以下、「会」と略す。)と称し、英語では、GREENWOOL-Label Society (略称 GWLS) (仮称)と称する。

第2条(住所)

本会の主たる事務所は、東亜紡織株式会社内に置く。

第3条(目的)

本協会の目的は、ザ・ウールマーク・カンパニーが推進する「人と環境にやさしいウール関連製品の生産・流通」を目的とし、消費者にとっての安心を提供する。

第4条(事業)

前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) GREENWOOL-Label における認定基準に関する策定業務
- (2) GREENWOOL-Label における各種認定・認証に関する審査業務
- (3) GREENWOOL-Label に関する消費者への広報活動
- (4) GREENWOOL-Label を通じて環境に配慮した社会貢献
- (5) その他、会が必要と認める事項

第2章 会員及び組織

第5条(入会資格)

本会の入会資格は、ウールマーク・ライセンス資格を持ち且つ次のいずれかに該当することとする。

- (1) 本会が掲げる GREENWOOL-Label 認定基準によって認定を受けること。(詳細事項は別紙参照)
- (2) 本会が認める外部認定資格を有すること。
- (3) 会員からの推薦があり、委員会議決によって参加が認められること。

第6条(会員)

本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員：議決権を持ち、会の運営に広く携わる会員で、GREENWOOL-Label 製品生産およびその羊毛原料の生産・調達に直接関るもの。
- (2) 賛助会員：議決権を持たない会員で、GREENWOOL-Label 製品生産に直接関らな

いが商品の企画等に携わるアパレル等。

- (3) 特別会員：議決権を持たない会員で、GREENWOOL-Label 製品を一般消費者に販売する小売業者。一般消費者との接点となる重要なポジションであり、広く普及するため、高い信用力と知名度を要件とする。
- (4) 顧問：会は、上記会員の他に、会の運営に対し多面的な指導・支援を得るために顧問を任命する。

第7条(組織)

本会は、委員会、事務局、によって構成する。

第3章 役員

第8条(役員構成)

本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

第9条(委員の選任)

委員の定数は5とし、総会がこれを選任する。

第10条(役員選任)

役員は、総会において選任された委員がこれを互選する。

第11条(監事選任)

監事は総会において選任する。

第12条(役員任期)

役員任期は2年とするが、再任することができる。

第13条(会長及び副会長の職務)

会長は本会を代表し、その業務を総理する。

会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代行する。

第14条(委員の職務)

委員は委員会を構成し、会務を執行する。

第15条(監事の職務)

監事は、本協会の業務及び経理を監査し、その結果を委員会及び総会に報告する。

第4章 会議

第16条(総会の招集)

会長は、毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。

会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。総正会員の3分の1以上の会員が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

総会の議長は、会長がこれにあたる。

第17条(総会の議決方法)

総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、議事に関しての委任の旨を申し伝えたうえでの欠席はその限りではない。

総会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、議決権を有する会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

正会員は、総会において各々1個の議決権を有する。また特別会員および賛助会員は総会において議決権は持たないが、意見を述べることができる。

第18条(委員会の招集)

委員会は会長がこれを招集し、その議長となる。

第19条(委員会の議決方法)

委員会は、総委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

委員会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条(委員会の議決事項)

委員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 会員の承認に関する事項
- (3) 会員の退会に関する事項
- (4) 入会金及び年会費に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、本会の事業を実施するために必要と認められる事項

第5章 事務局

第 21 条(事務局の設置)

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

第 22 条

会長は事務局を統括する。

第 6 章 会計

第 23 条(資産)

本会の資産は、次の各号よりなる。

- (1) 基本財産
- (2) 入会金、年会費及びロイヤルティー
- (3) その他の収入

第 24 条(資産の管理及び運用)

本会の資産の管理及び運用は、委員会の議を経て事務局が行う。

第 25 条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月末日に終わる。

第 26 条(予算及び決算)

事務局は、毎年 7 月末日までに前年度の決算書及び当該年度の事業予算案を作成し、委員会の議を経て総会の承認を求めなければならない。

第 7 章 規約の変更及び解散

第 27 条(規約の変更)

本規約は、総会の議決によって変更することができる。

この議決には、会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

第 28 条(解散)

本会は、総会の議決によって解散することができる。

この議決には、会員の 4 分の 3 以上の同意を要する。

第 8 章 細則

第 29 条(細則の制定)

本規約の施行上必要な細則は、委員会の議を経て会長が定める。

(附則)

第1条 (施行期日)

本規約は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

会費等細則

第 1 条(入会金)

グリーンウールラベル会の正会員は、各々入会にあたって 5 万円の入会金を会に納付しなければならない。

第 2 条(年会費)

会の正会員は、各々年度ごとに 5 万円の年会費を会に納付しなければならない。(入会初年度は、入会金のみを支払うものとする。)

第 3 条(ラベルとロイヤルティー)

会の賛助会員または特別会員は、製品 1 点あたり所定のラベル 1 枚を必ず付け、ロイヤルティーとしてラベル 1 枚あたり 100 円を会に支払う。

附則

第 1 条(施行期日)

本細則は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

以上